

政令第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十三条、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の四の十第一項及び第二項並びに第五十九条の四第一項、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条の十第一項及び第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章 経過措置（第七条）

附則

第一章 関係政令の整備

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条（見出しを含む。）中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改める。

第二十六条の二の表第五十条第一項第二号の項中「第五十条第一項第二号」を「第五十条第一項第三号」に改め、同表第五十条第一項第三号の項中「第五十条第一項第四号」に改め、同表第五十条第一項第四号の項中「第五十条第一項第五号」を「第五十条第一項第六号」に改め、同表第五十条第一項第五号の項中「第五十条第一項第六号」を「第五十条第一項第七号」に改め、同表第五十条第一項第六号の項中「第五十条第一項第七号」を「第五十条第一項第八号」に改め、同表第五十条第一項第七号の項中「第五十条第一項第八号」に改め、同表第五十条第一項第八号から第十二号までの項中「第五十条第一項第八号から第十二号まで」を「第五十条第一項第九号から第十三号まで」に改める。

第二十六条の十六（見出しを含む。）中「第五十一条の二十九第一項第九号」を「第五十一条の二十九第一項第十号」に改める。

第二十六条の十七の見出し及び同条第一項中「第五十一条の二十九第一項第十号」を「第五十一条の二十九第一項第十二号」に改める。

第四十一条の表第五十条第一項第八号の項中「第五十条第一項第八号」を「第五十条第一項第九号」に改め、同表第五十条第一項第九号の項中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改め、同表第五十条第一項第十号の項中「第五十条第一項第十号」を「第五十条第一項第十一号」に改め、同表第五十条第一項第十一号及び第十二号の項中「第五十条第一項第十一号及び第十二号」を「第五十条第一項第十二号及び第十三号」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改める。
（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二 法第二十一条の四の十第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者（法第二十一条の四の三に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名小児慢性特定疾病関連情報（法第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千百円とする。

前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第二十一条の四の十第一項の規定により国立成育医療研究センター等（法第二十一条の四の九に規定する国立成育医療研究センター等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第二十三条の三 法第二十一条の四の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 都道府県その他の法第二十一条の四の二第一項第一号に掲げる者
- 二 法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第

二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体
厚生労働大臣は、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第二十一条の四の十第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第二十一条の四の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、国立成育医療研究センター等が法第二十一条の四の二第一項の規定による匿

名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、国立成育医療研究センター等）に提出しなければならない。

第二十五条の十二第一項及び第二項中「第二十一条の五の二十四第一項第九号」を「第二十一条の五の二十四第一項第十号」に改める。

第四十五条の三第一項中「必要な援助」の下に「、法第二十一条の五の十五第六項及び第七項（これらの規定を法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、同条第八項中「第二十一条の五の十七第五項」を「第二十一条の五の十五第八項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、法第二十一条の五の十七第五項」に改める。

第五十一条第二項中「（昭和三十年法律第百七十九号）」を削る。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）の一部を次の

ように改正する。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(手数料の額等)

第十条 法第二十七条の十第一項の規定により匿名指定難病関連情報利用者(法第二十七条の三に規定する匿名指定難病関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。)が納付すべき手数料の額は、匿名指定難病関連情報(法第二十七条の二第一項に規定する匿名指定難病関連情報をいう。次条第三項において同じ。)の提供に要する時間一時間までごとに一万千円とする。

2 前項の手料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第二十七条の十第一項の規定により医薬基盤・健康・栄養研究所等(法第二十七条の九に規定する医薬基盤・健康・栄養研究所等をいう。次条第三項において同じ。)に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第十一条 法第二十七条の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 都道府県その他の法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者
- 二 法第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者
- 三 法第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名指定難病関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第二十七条の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、医薬基盤・健康・栄養研究所等が法第二十七条の二第一項の規定による匿名指定難病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、医薬基盤・健康・栄養研究所等）に提出しなければならない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の二十六第一項中「必要な援助」の下に「、同法第二十一条の五の十五第六項及び第七項

（これらの規定を同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、「第七百七十四条の四十九の二第一項第十九号」を「第七百七十四条の四十

九の二第一項第二十号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第三十四号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第三十五号」に改め、同条第七項中「第二十一条の五の十七第五項」を「第二十一条の五の十五第八項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第二十一条の五の十七第五項」に改める。

第七百七十四条の三十二第一項中「指定等」の下に、「同法第三十六条第六項及び第七項（これらの規定を同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十六条第八項（同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第三十八条第一項」に改める。

第七百七十四条の三十六第一項中「確保」の下に「、同法第四十八条の三の規定による協力等」を加え、同条第六項中「第三十三条の八」を「第三十三条の七」に改める。

第七百七十四条の四十九の二第一項中第三十七号を第三十八号とし、第十三号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 児童福祉法第二十一条の五の十五第六項及び第七項（これらの規定を同法第二十一条の五の十六

第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等に関する事務

第七百七十四条の四十九の二第二項中「ならない」と」の下に「、同法第二十一条の五の十五第八項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは

「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と」を加え、同条第三項中「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に改める。

第七百七十四条の四十九の十二第一項中「事務」の下に「同法第三十六条第六項及び第七項（これらの規定を同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等、」を加え、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第三十六条第八項（同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第三十八条第一項」に改める。

（国立大学法人法施行令等の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「第二十九条の六第一項並びに第二十九条の七」を「第二十九条の八第一項並びに第二十九条の九」に改める。

- 一 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四号
- 二 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三号
- 三 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十

一号) 第十六条第一項第二号

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改める。

一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成二十年政令第三百四十六号)第一条第九号

二 特定複合観光施設区域整備法施行令(平成三十一年政令第七十二号)第七条第一項第三十八号及び第二項第四十号

第二章 経過措置

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行前にされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第三十六条第一項(同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第五十一条の十九第一項(同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)又は児

童福祉法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定又は指定の更新の申請であつて、改正法の施行の際、指定又は指定の更新がなされていらないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。